

国民健康保険請求の手引

(訪問看護ステーション)

令和7年4月現在

◎高知県内の市町村国保と医師国保組合は、被保険者証の記号・番号を数字に統一して、被保険者一人ひとりに設定しています。

	保 険 者 名	保険者番号	電 話 番 号	給付割合	証の記号・ 番号(枝番)
市 部	高 知 市	390013	(直) (088) 823-9359	国保 7割 ・ 未就学者 8割 ・ 高齢受給者 7割	
	室 戸 市	390021	(直) (0887) 22-5133		
	安 芸 市	390039	(直) (0887) 35-1002		
	南 国 市	390047	(直) (088) 880-6555		
	土 佐 市	390054	(直) (088) 852-7625		
	須 崎 市	390062	(直) (0889) 42-1355		
	土 佐 清 水 市	390088	(直) (0880) 82-1108		
	宿 毛 市	390096	(直) (0880) 62-1233		
	四 万 十 市	390104	(直) (0880) 34-1114		
	香 南 市	390112	(直) (0887) 57-8506		
郡 部	香 美 市	390120	(直) (0887) 53-3115		
	東 洋 町	390203	(直) (0887) 29-3394	被保険者証等のとおり	
	奈 半 利 町	390211	(直) (0887) 38-8181		
	田 野 町	390229	(直) (0887) 38-2812		
	安 田 町	390237	(直) (0887) 38-6712		
	北 川 村	390245	(直) (0887) 32-1214		
	馬 路 村	390252	(直) (0887) 44-2112		
	芸 西 村	390260	(直) (0887) 33-2112		
	大 川 村	390419	(代) (0887) 84-2211		
	土 佐 町	390427	(直) (0887) 82-1110		
	本 山 町	390500	(直) (0887) 76-2115		
	大 豊 町	390518	(代) (0887) 72-0450		
	佐 川 町	390708	(直) (0889) 22-7706		
	越 知 町	390716	(直) (0889) 26-1115		
	中 土 佐 町	390724	(直) (0889) 52-2213		
	日 高 村	390740	(直) (0889) 24-5001		
	梶 原 町	390799	(直) (0889) 65-1170		
	大 月 町	390831	(直) (0880) 73-1113		
	三 原 村	390864	(直) (0880) 46-2111		
	い の 町	391003	(直) (088) 893-1117		
	津 野 町	391011	(直) (0889) 55-2314		
組合	仁 淀 川 町	391029	(直) (0889) 35-1080		
	四 万 十 町	391037	(直) (0880) 22-3117		
	黒 潮 町	391045	(直) (0880) 43-2800		
	医 師 国 保	393025	(直) (088) 824-8808		
県外分の取扱い	全 国 土 木	133033	(03) 5210-4384	上記と同様	
	中 央 建 設	133264	(03) 6709-2929		
	全国建設工事業	133298	(03) 5652-7001		
	全 国 歯 科	093013	(088) 823-7369		
	中 四 国 薬 剤 師	333039	(086) 231-1738		
	建 設 連 合	233064	(03) 3504-1241		
	全 国 左 官	133231	(03) 3269-4778		
	全 国 板 金	133280	(03) 3453-8464		

訪問看護療養費明細書等の受付締切日

○直接持参分、郵送分とも訪問看護療養費明細書（レセプト）・福祉医療費請求書等の

受付締切日は、毎月10日（17時必着）です。

※10日が土・日・祝日の場合は、本会事務所で9時から17時まで受付します。

※受付締切日は厳守してください。

請求の取り下げの締切等について

○当月分：電話あるいは再審査等請求書で**毎月20日（県外分は17日※ただし、令和7年12月は15日、令和8年2月は16日）まで**依頼が可能です。

○過去分：再審査等請求書を提出してください。

1 オンラインによる請求について

○オンライン請求については、**毎月10日までに請求確定をしてください。**

5日～7日は8時～21時、8日～10日は8時～24時まで請求可能です。（土・日・祝日を含む。）なお、請求確定は内容を確認のうえ、1回で確定されるようご協力をお願いします。

※毎月10日の24時時点で、未確定のレセプトデータは、システム側で自動的に請求確定を行います。「ASP あり」で送信した場合は、「請求確定(エラー分を除く)」で自動確定が行われ、**エラー分は全て請求件数に含まれません**のでご注意ください。

○オンライン請求の訪問看護事業者は原則オンライン請求のみでの請求となり、**紙レセプトでの請求は認められません**。（紙レセプトで返戻したレセプトを除く）

○オンライン請求の訪問看護事業者が通信障害等のやむを得ない事情により、臨時的に紙レセプトでの請求をされる場合は、「オンライン請求及びオンライン資格確認導入の猶予届出書」を記載のうえ、併せてご提出ください。

○返戻レセプトの再請求については、紙レセプトで返戻された場合のみ紙レセプトで再請求できます。オンライン請求システムからダウンロードできるレセプトは**オンラインで再請求してください**。なお、返戻レセプトデータのダウンロード可能な期間は**3か月**ですので、**必ず期間内にダウンロードしてください**。

また、異なる審査支払機関に再請求が必要な場合(社保→国保 等)は、オンラインでの再請求ができませんので、月遅れレセプトとして新規作成のうえ、**オンラインで請求してください**。

2 紙レセプト請求について

○**保険者番号毎**に請求書を作成し、**レセプトの本人・家族欄の区分毎**に集計してください。（下図参照）

※**県外分と県内分は混在しないよう**別まとめにしてください。

○県内分については公費点数の集計及び記載は不要です。**県外の公費併用分（県単公費、公費(法別)19、62、66を除く）**については、公費負担医療用請求書に**再掲**してください。なお県内保険者であっても、**県外の公費併用分（法別19、62、66を除く）**については**県外分扱い**となります。

○月遅れ請求分も当月請求分と一緒に編綴・集計してください。

※こよりで綴じる必要はありませんが、レセプトがばらばらにならないようにクリップや輪ゴム等でまとめてください。

※レセプトの続紙は糊付けではなく、ホッチキス留めしてください。

◎請求書は、本会ホームページ「保険医療機関等のみなさまへ」「各種様式のダウンロード」コーナーからダウンロードできます。

訪問看護療養費請求書 (保険者番号毎のレセプトの一番上に添付)		
国保一般（70歳以上一般・低所得）	8	高齢一
国保一般（70歳以上7割）	0	高齢7
国保一般（国保組合分含む）	2	本人 6家族
国保一般（6歳）（※未就学者）	4	六歳

3 特別療養費レセプトの取扱いについて

特別療養費のレセプトは、レセプトの上部余白へ**特別療養費**と**朱書**し、県内分・県外分にかかわらず上記「2」のレセプトとは別綴じて提出してください。（請求書への集計は不要です。）

※**電子レセプトではなく必ず紙レセプトで提出してください**。

※「被保険者資格証明書」、「オンライン資格確認」、「特別療養費の対象者である旨が記載された資格確認書」等から特別療養費の対象者であることを確認してください。

4 福祉医療費請求書の編綴と集計方法について

編綴方法

請求書(集計票)を一番上にして、福祉医療費

請求書は、**法別番号毎**にまとめてください。

請求書(集計票)記載方法

法別番号毎に集計し、「公費法別」欄に法別番号、「件数」欄に合計件数、「金額」欄に合計金額を記載してください。

◎法別番号(43)・(46)・(73)・(74)・(75)・(76)の高知市分は公費併用レセプトとして支払基金へ提出してください。

福祉医療費等に係る請求書（集計票） （一番上に添付）	
社保福祉請求書(43)（ひとまとめ）	
社保福祉請求書(46)（ひとまとめ）	
社保福祉請求書(73)（ひとまとめ）	
社保福祉請求書(74)（ひとまとめ）	
社保福祉請求書(75)（ひとまとめ）	
社保福祉請求書(76)（ひとまとめ）	

お問い合わせは **業務課業務係**（088)820-8407 までお願いします。

5 交通事故等「第三者傷害」のレセプトの記載について

交通事故等の第三者傷害による明細書には、「特記」欄に**「10・第三」**を記載し、備考欄に**事故対象金額**を記載してください。

お問い合わせは **業務課求償係**（088)820-8421 までお願いします。

◎お願い 交通事故などの第三者傷害及び自責行為によるものについては、速やかに保険者に連絡ください。

〒780-8536 高知市丸ノ内2丁目6番5号

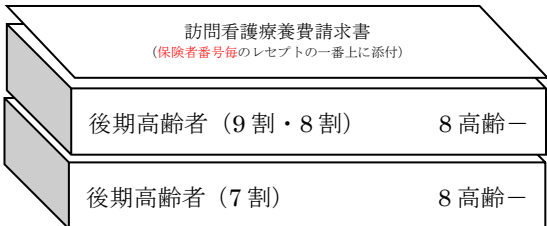
高 知 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会

電話 審査課 第5係 (088) 820-8402

ホームページアドレス <http://www.kochi-kokuhoren.or.jp>

後期高齢者医療請求の手引

(訪問看護ステーション)
令和7年4月現在

	市 町 村 名	保険者番号	電 話 番 号	給付割合	被保険者 番号	訪問看護療養費請求書及び訪問看護療養費明細書の編綴・集計要領	
市	高 知 市	39392014	(直) (088) 823-9380			1 オンラインによる請求について ○オンライン請求については、 毎月 10 日までに請求確定をしてください。 5 日～7 日は 8 時～21 時、8 日～10 日は 8 時～24 時まで請求可能です。(土・日・祝日を含む。) なお、請求確定は内容を確認のうえ、 1 回で確定されるようご協力をお願いします。 ※毎月10日の24時時点で、未確定のレセプトデータは、システム側で自動的に請求確定を行います。「ASP あり」で送信した場合は、「請求確定(エラー分を除く)」で自動確定が行われ、 エラー分は全て請求件数に含まれません のでご注意ください。 ○オンライン請求の訪問看護事業者は原則オンライン請求のみでの請求となり、 紙レセプトでの請求は認められません。 (紙レセプトで返戻したレセプトを除く) ○オンライン請求の訪問看護事業者が通信障害等のやむを得ない事情により、臨時的に紙レセプトでの請求をされる場合は、「オンライン請求及びオンライン資格確認導入の猶予届出書」を併せてご提出ください。 ○返戻レセプトの再請求については、紙レセプトで返戻された場合のみ紙レセプトで再請求できません。オンライン請求システムからダウンロードできるレセプトは オンラインで再請求してください。 なお、返戻レセプトデータのダウンロード可能な期間は 3 か月 ですので、 必ず期間内にダウンロードしてください。 また、異なる審査支払機関に再請求が必要な場合(社保→国保 等)は、オンラインでの再請求ができませんので、月遅れレセプトとして新規作成のうえ、 <u>オンラインで請求してください。</u> 2 紙レセプト請求について ○ 保険者番号毎 に請求書を作成し、給付割合毎に集計してください。(下図参照) ○ 県内分は公費分点数の集計及び記載は不要です。 ○ 県外の公費併用分(県単公費、公費(法別) 19、62、66 を除く)のみ公費負担医療欄に再掲してください。 なお県内保険者であっても、 県外の公費併用分(法別 19、62、66 を除く) については 県外分扱い となります。 ○月遅れ請求分も当月請求分と合わせて編綴・集計してください。 ○請求書は後期高齢者医療用を使用してください。 <u>旧様式(連記式)の県内用請求書は使用できません。</u> ○ 保険者番号毎で本人家族欄の区分順(下図のとおり) にレセプトをまとめてください。 ※こよりで綴じる必要はありませんが、レセプトがばらばらにならないようにクリップや輪ゴム等でまとめてください。 ※レセプトの続紙は糊付けではなく、ホッチキス留めしてください。 ※提出の際は、県外分と県内分が混在しないよう別まとめにしてください。 ◎請求書は、本会ホームページ「保険医療機関等のみなさまへ」「各種様式のダウンロード」コーナーからダウンロードできます。 3 請求の取り下げについて ○当月分: 電話あるいは再審査等請求書で 毎月 20 日(県外分は 17 日※ただし、令和 7 年 12 月 は 15 日、令和 8 年 2 月 は 16 日)まで依頼が可能です。 ○過去分: 再審査等請求書を提出してください。 4 特別療養費レセプトの取扱いについて 特別療養費の明細書は明細書の上部余白へ 特別療養費 と朱書し、県内分・県外分にかかわらず上記「2」のレセプトとは別綴じで提出してください。(請求書への集計は不要です。) ※ 電子レセプトではなく必ず紙レセプトで提出してください。 ※「 被保険者資格証明書 」、「 オンライン資格確認 」、「 特別療養費の対象者である旨が記載された資格確認書 」等から 特別療養費の対象者であることを確認してください。 5 交通事故等「第三者傷害」のレセプトの記載について 交通事故等の第三者傷害による明細書には、「 特記 」欄に「 10・第三 」を記載し、備考欄に 事故対象金額 を記載してください。 お問い合わせは 業務課求償係 (088) 820-8421 までお願いします。	
	部	室 戸 市	39392022				(直) (0887) 22-5133
		安 芸 市	39392030				(直) (0887) 35-1002
		南 国 市	39392048				(直) (088) 880-6556
		土 佐 市	39392055				(直) (088) 852-7636
		須 崎 市	39392063				(直) (0889) 42-1355
		宿 毛 市	39392089				(直) (0880) 62-1233
		土 佐 清 水 市	39392097				(直) (0880) 82-1108
		四 万 十 市	39392105				(直) (0880) 34-1114
		香 南 市	39392113				(直) (0887) 57-8506
香 美 市		39392121	(直) (0887) 53-3115				
郡	東 洋 町	39393012	(直) (0887) 29-3394	7割 ・ 8割 ・ 9割	8桁の数字		
	奈 半 利 町	39393020	(直) (0887) 38-8181				
	田 野 町	39393038	(直) (0887) 38-2812				
	安 田 町	39393046	(直) (0887) 38-6712				
	北 川 村	39393053	(直) (0887) 32-1214				
	馬 路 村	39393061	(直) (0887) 44-2112				
	芸 西 村	39393079	(直) (0887) 33-2112				
	本 山 町	39393418	(直) (0887) 76-2115				
	大 豊 町	39393442	(代) (0887) 72-0450				
	土 佐 町	39393632	(直) (0887) 82-1110				
部	大 川 村	39393640	(代) (0887) 84-2211				
	い の 町	39393863	(直) (088) 893-1117				
	仁 淀 川 町	39393871	(直) (0889) 35-1080				
	中 土 佐 町	39394010	(直) (0889) 52-2213				
	佐 川 町	39394028	(直) (0889) 22-7706				
	越 知 町	39394036	(直) (0889) 26-1115				
	梶 原 町	39394051	(直) (0889) 65-1170				
	日 高 村	39394101	(直) (0889) 24-5001				
	津 野 町	39394119	(直) (0889) 55-2314				
	四 万 十 町	39394127	(直) (0880) 22-3117				
部	大 月 町	39394242	(直) (0880) 73-1113				
	三 原 村	39394275	(直) (0880) 46-2111				
	黒 潮 町	39394283	(直) (0880) 43-2800				
	高知県後期高齢者医療広域連合 電話 (088) 821-4526〔資格〕 / (088) 821-4896〔給付〕 FAX (088) 821-4518						
○ 受付締切日は国民健康保険の締切日と同様です。 ○ 国保分と後期高齢者医療分は別々にまとめて提出してください。							

◎**お願い** 交通事故などの**第三者傷害及び自責行為によるものについては、速やかに高知県後期高齢者医療広域連合にご連絡ください。**